

「酒類における有機等の表示基準」新旧対照表（案）

※ アンダーラインが改正部分である。

改正（案）	現 行
<p>酒類における有機等の表示基準</p> <p>1 （省略）</p> <p>（有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準）</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものに限り使用することができる。<u>ただし、ハ又はホに掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品、へに掲げるものについては、使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。</u></p> <p>イ～チ （省略）</p> <p>(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。</p> <p>原材料（水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品、<u>有機農畜産物加工酒類及び別表1の食品添加物のうち有機加工食品として格付けされた一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。）</u></p> <p>（以下「有機農畜産物等」という。）の重量の割合（以下「有機農畜産物等の使用割合」という。）が95%以上であること。</p> <p>(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。</p> <p>イ・ロ （省略）</p>	<p>酒類における有機等の表示基準</p> <p>1 （同左）</p> <p>（有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準）</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものに限り使用することができる。</p> <p>イ～チ （同左）</p> <p>(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。</p> <p>原材料（水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類（以下「有機農畜産物等」という。）の重量の割合（以下「有機農畜産物等の使用割合」という。）が95%以上であること。</p> <p>(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。</p> <p>イ・ロ （同左）</p>

改正(案)	現行		
<p>ハ 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>ニ <u>ハの方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機農畜産物加工酒類を製造又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機農畜産物加工酒類の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。</u></p> <p>ホ 有害動植物の防除、酒類の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>ヘ 製造された有機農畜産物加工酒類が洗剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>	<p>ハ 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤<u>(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)</u>に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 有害動植物の防除、酒類の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>ホ 製造された有機農畜産物加工酒類が洗剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>3～6 (同左)</p>		
<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="193 1615 794 2004"> <tr> <td>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン<u>(抽出物)</u>、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、<u>L-酒石酸</u>、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン</td> </tr> </table>	クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン <u>(抽出物)</u> 、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、 <u>L-酒石酸</u> 、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン	<p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="852 1615 1469 2004"> <tr> <td>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、<u>酒石酸</u>、<u>DL-酒石酸水素カリウム</u>、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン</td> </tr> </table>	クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、 <u>酒石酸</u> 、 <u>DL-酒石酸水素カリウム</u> 、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン
クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン <u>(抽出物)</u> 、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、 <u>L-酒石酸</u> 、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン			
クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、 <u>酒石酸</u> 、 <u>DL-酒石酸水素カリウム</u> 、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン			

改正(案)	現行
<p>酸ナトリウム、カラギナン、グアーガム、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、パーライト、<u>二酸化ケイ素</u>、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、二酸化硫黄、酵母細胞壁</p>	<p>ン酸ナトリウム、カラギナン、グアーガム、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、パーライト、<u>二酸化珪素</u>、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、二酸化硫黄、酵母細胞壁</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>別表 2</p>	<p>別表 2</p>
<p>除虫菊抽出物（共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。<u>また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>）、ケイソウ土、<u>ケイ酸ナトリウム</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、重曹、二酸化炭素、カリウム石鹼《軟石鹼》（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、エタノール（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、ホウ酸（容器に入れて使用する場合に限ること。<u>また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>）、フェロモン（昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。<u>また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>）、<u>カプサイシン</u>（忌避剤として使用する場合に限ること。<u>また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>）</p>	<p>除虫菊抽出物（共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。）、<u>植物油及び動物油</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>ゼラチン</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>カゼイン</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>こうじかび菌由来の発酵産物</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>シイタケ菌糸体抽出物</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>クロレラ抽出物</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>キチン</u>（天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>ミツロウ</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>珪酸塩鉍物</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>ケイソウ土</u>、<u>ベントナイト</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、<u>珪酸ナトリウム</u>（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、重曹、二酸化炭素、カリウム石鹼《軟石鹼》（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、エタノール（農産物に対して病害虫を防除</p>

改正(案)	現行
<p>別表3</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。) 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実 6 アルファルファ 7 てん菜 8 <u>パパイヤ</u> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>する目的で使用する場合を除く。)、<u>ホウ酸</u> (捕虫器に使用する場合に限ること。)、<u>フェロモン</u> (昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に<u>限り</u>、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、<u>食用に用いられる植物の抽出物</u> (化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使しない場合に限ること。)</p> </div> <p>別表3</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 7 <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>